

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第3区分
【発行日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【公開番号】特開2007-336428(P2007-336428A)
【公開日】平成19年12月27日(2007.12.27)
【年通号数】公開・登録公報2007-050
【出願番号】特願2006-168565(P2006-168565)
【国際特許分類】

H 0 4 N 1/387 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 1/387

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月19日(2009.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手書き合成シートとフォトナビシートとを読み取った結果に基づき画像を合成する画像処理装置であって、

画像をシートに印刷する印刷部と；

シートを読み取る読取部と；

アクセス可能な画像のうち合成させる画像をユーザに選択させるための選択領域を含むフォトナビシートを上記印刷部に印刷させる第1の出力手段と；

ユーザが手書きするための手書き合成シートを上記印刷部で印刷させる第2の出力手段と；

上記フォトナビシートを上記読取部が読み取って得られた画像を解析して上記アクセス可能な画像のうち選択された画像を判断する判断手段と；

上記手書き合成シートを上記読取部が読み取って得られた画像に含まれるユーザにより手書きされた内容を示す画像と、上記判断手段により選択されたと判断された画像とを合成する合成手段と；

を有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項2】

上記第1の出力手段により印刷されるフォトナビシートは上記読取部により読み取られる複数の手書き合成シートから手書き合成シートをユーザに選択させるための選択領域を含み、上記判断手段は上記フォトナビシートを上記読取部が読み取って得られた画像を解析して上記複数の手書き合成シートのうち選択された手書き合成シートを判断し、上記合成手段は上記判断手段により選択されたと判断された手書き合成シートに基づき合成することを特徴とする請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項3】

上記第1の出力手段により印刷されるフォトナビシートは、複数の手書き合成シートの上記読取部により読み取られる順番を選択可能な選択領域を含むことを特徴とする請求項2に記載の画像処理装置。

【請求項4】

上記判断手段により手書き合成シートが選択されていないと判断された場合、上記判断手段により選択されたと判断された画像を上記印刷部で印刷することを特徴とする請求項

2 または請求項 3 に記載の画像処理装置。

【請求項 5】

上記合成手段は、上記判断手段により選択されたと判断された複数の画像のそれぞれと、上記手書き合成シートを上記読取部が読み取って得られた画像に含まれるユーザにより手書きされた内容を示す画像とを合成することを特徴とする請求項 1 乃至請求項 4 のいずれか 1 項に記載の画像処理装置。

【請求項 6】

上記第 1 の出力手段により印刷されるフォトナビシートは、アクセス可能な画像を示すサムネイル画像と、上記サムネイル画像に対応した選択領域とを含むことを特徴とする請求項 1 乃至請求項 5 のいずれか 1 項に記載の画像処理装置。

【請求項 7】

上記合成手段において合成されて得られた画像を上記印刷部で印刷することを特徴とする請求項 1 乃至請求項 6 のいずれか 1 項に記載の画像処理装置。

【請求項 8】

画像をシートに印刷する印刷部とシートを読み取る読取部とを備え、手書き合成シートとフォトナビシートとを読み取った結果に基づき画像を合成する画像処理装置の制御方法であって、

アクセス可能な画像のうち合成させる画像をユーザに選択させるための選択領域を含むフォトナビシートを上記印刷部に印刷させる第 1 の出力工程と；

ユーザが手書きするための手書き合成シートを上記印刷部で印刷させる第 2 の出力工程と；

上記フォトナビシートを上記読取部が読み取って得られた画像を解析して上記アクセス可能な画像のうち選択された画像を判断する判断工程と；

上記手書き合成シートを上記読取部が読み取って得られた画像のうちユーザにより手書きされた内容を示す画像と、上記判断工程において選択されたと判断された画像とを合成する合成工程と；

を有することを特徴とする画像処理装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、手書き合成シートとフォトナビシートとを読み取った結果に基づき画像を合成する画像処理装置であって、画像をシートに印刷する印刷部と、シートを読み取る読取部と、アクセス可能な画像のうち合成させる画像をユーザに選択させるための選択領域を含むフォトナビシートを上記印刷部に印刷させる第 1 の出力手段と、ユーザが手書きするための手書き合成シートを上記印刷部で印刷させる第 2 の出力手段と、上記フォトナビシートを上記読取部が読み取って得られた画像を解析して上記アクセス可能な画像のうち選択された画像を判断する判断手段と、上記手書き合成シートを上記読取部が読み取って得られた画像に含まれるユーザにより手書きされた内容を示す画像と、上記判断手段により選択されたと判断された画像とを合成する合成手段とを有することを特徴とする画像処理装置である。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図7】

